

三重県河川整備計画流域委員会設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三重県河川整備計画流域委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 委員会は、三重県の今後の河川整備に対し、河川整備等のあり方について助言するとともに、河川整備計画の原案について意見を述べることを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、三重県の河川、環境、歴史文化について学識経験を有する者のうちから三重県知事が選任し、委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の円滑な運営と進行を総括する。

3 委員長は、必要とする場合には副委員長を委員の中から指名し、委員長の職務を代行させることができる。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要と認める場合は、専門家等から意見の聴取および資料の提供を受けること等ができるよう必要な措置を行うことを三重県県土整備部長に対して要請することができる。

3 委員会の事務局（第7条に規定する委員会の事務局をいう）は、委員会の議事に関する記録を作成するものとする。

(情報公開)

第6条 委員会は、原則、公開とし、その方法については委員会で判断する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、三重県県土整備部河川・砂防課に置く。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この設置要領は、平成11年11月8日から施行する。

この設置要領は、平成15年4月1日から施行する。

この設置要領は、平成17年1月13日から施行する。

この設置要領は、平成19年4月2日から施行する。

この設置基準は、平成21年5月1日から施行する。

この設置基準は、平成25年4月26日から施行する。